

平成20年中小企業実態基本調査の概要

1. 調査の目的

近年、企業活動のグローバル化、雇用形態の多様化、IT技術を活用した情報化の進展、消費者のライフスタイルの多様化など、中小企業を取り巻く経営環境は大きく変化してきている。

こうした環境変化の中、中小企業の育成及び発展に資する施策を企画・立案する上でも、中小企業全般に共通する事項について、経年変化を追い、業種別・企業規模別に、それぞれの特色、経営上の強み・弱みを初めとする幅広い事項を明らかにしていくことの重要性が従来以上に増してきている。

中小企業庁は、中小企業基本法第10条の規定（定期的に、中小企業の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果を公表しなければならない。）に基づき、上記のような中小企業を巡る経営環境の変化を踏まえ、中小企業全般に共通する財務情報、経営情報及び設備投資動向等を把握するため、平成16年度から「中小企業実態基本調査」を統計報告調整法に基づく承認統計調査として毎年実施することとしている。

本調査の実施により、中小企業全般の経営等の実態を明らかにし、中小企業施策の企画・立案のための基礎資料を提供するとともに、中小企業関連統計の基本情報を提供するためのデータ収集を行う。

2. 調査の範囲

本調査は、日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に掲げる大分類E－建設業、F－製造業、H－情報通信業、I－運輸業、J－卸売・小売業、L－不動産業、M－飲食店、宿泊業及びQ－サービス業（他に分類されないもの）のうち、別表に掲げる業種及び規模に属する企業（個人企業を含む。以下同じ。）から選定した企業について調査した。

※ 業種の範囲及び企業規模（資本金又は従業員）の範囲については、別表を参照。

3. 調査の期日（調査時点）及び調査期間

本調査は、平成20年8月1日で実施した。

平成19年度決算に基づく実績について報告をお願いした。

4. 調査事項

本調査の調査事項は、以下のとおり。

- (1) 企業の概要（名称及び所在地など）
- (2) 資産及び負債・純資産、売上高及び営業費用、設備投資など
- (3) 従業員数
- (4) 取引金融機関
- (5) 委託の状況
- (6) 受託の状況
- (7) 工事の受注（建設業のみ）

- (8) 商品（製品）の仕入先・販売先
- (9) チェーン組織への加盟の状況
- (10) 電子商取引の実施状況
- (11) 海外展開の状況
- (12) 研究開発の状況
- (13) 特許権・実用新案権・意匠権の所有状況

※ (11) と (12) (13) は、平成 20 年調査から実施した調査事項である。

5. 調査方法

本調査は、中小企業庁から調査対象企業へ調査票を郵送で配布し、申告者（調査対象企業）が、自ら調査票に記入し返送する方法で実施した。

本調査は、調査の標本設計、調査名簿作成、調査の実施、審査・集計及び報告書作成等のすべてを包括的に民間に委託して実施した。

6. 標本設計及び抽出方法

(1) 標本数

- ① 本調査は、平成 18 年事業所・企業統計調査（総務省実施）（確報）結果を母集団として標本設計及び標本抽出を行った。
- ② 平成 17 年～19 年度に中小企業庁が実施した平成 17 年～19 年中小企業実態基本調査の「売上高」を基に、目標精度（標準誤差率）を業種分類（産業大分類）ごとに概ね 5%、業種分類・従業者規模区分ごとに概ね 8% として標本数を算出した。
業種分類：建設業、製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、小売業、不動産業、飲食店・宿泊業、サービス業の 9 分類
従業者規模区分：法人企業（常用雇用者数 5 人以下、6～20 人、21～50 人、51 人以上の 4 区分）、個人企業
- ③ 産業中分類別集計表の精度を確保するため、産業中分類の目標精度を概ね 15% とし、あわせて、産業中分類・従業者規模区分の標本数が少なくとも 20 以上となるよう標本数を算出した。なお、平成 17 年～19 年調査において産業中分類・従業者規模区分ごとの「売上高」の合計に占める割合が 20% 以上の標本については、別途層を設け、全数を継続標本（抽出率 = 1）とした。
- ④ 産業中分類別及び都道府県別の集計が可能となるように、業種分類・従業者規模区分の各層の標本数は、母集団の各層ごとの産業中分類別・都道府県別構成比に基づいて、産業中分類別・都道府県別の標本数を割り振った。

(2) 二重抽出

- ① 本調査では、記入者負担軽減の観点から、二重抽出の考え方を採用し、調査票甲（基本票）、調査票乙（詳細票）の 2 種類の調査票を使用した。
- ② 始めに上記（1）により全体の標本数を算出し、次に業種分類・従業者規模区分の目標精度 10% で調査票乙の標本数を算出した。
- ③ 調査票甲の標本数は、上記（1）で求めた全体の標本数から、調査票乙の標本数を差し引いた標本の数。

- ④ 調査票乙の標本抽出は、層ごとに抽出された全体の標本（調査対象企業）の中から無作為抽出を行った。
- ⑤ 二重抽出の採用により、調査項目数の多い調査票乙の調査対象企業を必要最小限とした。

(3) 標準誤差率

標準誤差率は、次の式による。

$$\begin{aligned} \text{標準誤差}^2 &= \{ \text{標準偏差}^2 / \text{抽出数} \} \\ &\quad \times \{ (\text{母集団数} - \text{抽出数}) / (\text{母集団数} - 1) \} \end{aligned}$$

$$\text{標準誤差率} = \text{標準誤差} / \text{平均}$$

標準偏差 : 平成17～19年調査の各年の売上高の平均偏差の標準偏差

平均 : 平成17～19年調査の各年の売上高の平均

7. 推計方法

推定は、調査結果を基に産業中分類・従業者規模区分の層ごとに以下により行った。

(1) 調査結果に基づく抽出率の設定

- ① 母集団数は、抽出時の母集団数による。
- ② 有効回答数及び有効調査票数
 - 有効回答数 = 有効調査票 + その他の有効回答数
 - 有効調査票数 = 集計企業数
 - その他の有効回答 = 廃業、休業又は対象外等
 その他の有効回答は、推計・集計から除外した。

③ 各層（事前の層）の抽出率の計算

$$\text{各層の抽出率} = \text{当該層の有効調査票数} / \text{当該層の母集団数}$$

(2) 個票の拡大推計（事前の層）

個票の拡大推計は、各個票（有効調査票）の標本抽出時の層による。

したがって、調査の結果、産業中分類又は従業者規模区分が移動した場合でも、標本抽出時の産業中分類・従業者規模区分（事前の層）で拡大推計を行った。

$$\text{各個票の拡大推計値} = 1 / \text{当該層の抽出率} \times \text{当該層の個票データ}$$

(3) 個票の比推計（事前の層）

調査票乙（詳細票）の調査項目で、調査票甲（基本票）で調査していない調査項目の推計値は、調査票乙の調査結果（集計結果）を基に、調査票甲の個票単位に推計した。

例えば、調査票甲の商品仕入原価の推計では、調査票乙と調査票甲の共通の調査項目であり、商品仕入原価と関連性の高い売上原価（商品仕入原価の上位項目）を用いて、以下により推計した。

$$\text{甲の商品仕入原価} = \text{乙の商品仕入原価} / \text{乙の売上原価} \times \text{甲の売上原価}$$

(4) 推計値の集計（事後の層）

推計結果の集計は、上記（2）、（3）の推計値を基に以下の区分により行い、その結果を本報告書に掲載した。

- ① 産業別・従業者規模別
- ② 産業中分類別

(5) 平成20年母集団数による推定

① 標本平均（1企業あたり）の算出（事後の層）

当該層の標本平均 = 当該層の推定値 / 当該層の拡大企業数

② 開廃業率の算出

平成16年事業所・企業統計及び18年事業所・企業統計(確報)を基に中小企業の開廃業率を算出した。

③ 平成20年母集団数の算出

平成18年事業所・企業統計(確報)を基に算出した平成18年母集団数に、上記②の開廃業率を基に平成20年母集団数を算出した。

④ 新推定値の算出

当該層の新推定値 = 当該層の平成20年母集団数 × 当該層の標本平均

8. 調査結果の概要

(1) 調査の回答状況

① 従業者規模別の回答状況

従業者規模	標本数	回答数	回答率	有効回答数	有効回答率
			(%)		(%)
合計	115,936	61,521	53.1	57,598	49.7
法人企業	94,197	50,740	53.9	47,396	50.3
5人以下	46,088	23,392	50.8	21,488	46.6
6～20人	27,384	14,961	54.6	14,142	51.6
21～50人	11,335	6,771	59.7	6,469	57.1
51人以上	9,390	5,616	59.8	5,297	56.4
個人企業	21,739	10,781	49.6	10,202	46.9

② 産業分類別の回答状況

産業	標本数	回答数	回答率	有効回答数	有効回答率
			(%)		(%)
合計	115,936	61,521	53.1	57,598	49.7
建設業	3,042	1,503	49.4	1,429	47.0
製造業	16,078	8,863	55.1	8,382	52.1
情報通信業	9,682	5,384	55.6	5,112	52.8
運輸業	20,890	11,192	53.6	10,486	50.2
卸売業	13,828	8,480	61.3	8,031	58.1
小売業	6,926	3,604	52.0	3,362	48.5
不動産業	10,911	5,286	48.4	4,807	44.1
飲食店・宿泊業	3,569	1,423	39.9	1,307	36.6
サービス業	31,010	15,786	50.9	14,682	47.3

(注) 有効回答数には休業、廃業及び対象外等の回答を含む。

(2) 調査結果の評価

① 評価方法

調査結果の評価は、売上高の達成精度（標準誤差率）を基に行った。

なお、売上高の標準誤差率は、次の式により算出した。

$$\text{標準誤差}^2 = \{ \text{標準偏差}^2 / \text{抽出数} \} \\ \times \{ (\text{母集団数} - \text{抽出数}) / (\text{母集団数} - 1) \}$$

$$\text{標準誤差率} = \text{標準誤差} / \text{平均}$$

標準偏差 : 売上高の標準偏差

平均 : 売上高の平均

② 達成精度（標準誤差率）

産業	売上高		
	平均 (千円)	標準偏差	標準誤差率
建設業	844,689	2,269,222	0.0714
製造業	653,650	2,690,182	0.0449
情報通信業	281,109	861,044	0.0401
運輸業	356,408	1,860,283	0.0474
卸売業	1,182,825	5,717,347	0.0531
小売業	560,578	1,936,965	0.0598
不動産業	473,242	2,299,276	0.0700
飲食店・宿泊業	205,695	556,962	0.0754
サービス業	347,472	3,471,970	0.0822

9. 集計及び結果の公表

(1) 速報

本調査の主要な調査事項について、平成21年3月に「平成20年中小企業実態基本調査速報」としてホームページ上で公表。

(2) 調査報告書（確報）

本調査のすべての調査事項について、「平成20年中小企業実態基本調査報告書」として平成21年7月公表予定。

(3) ホームページ

本資料を含む本調査に関する情報は、中小企業庁ホームページに掲載している。

URL : <http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/kihon/index.htm>

調査の範囲

1 業種の範囲

業 種	業 種 の 範 囲
建設業	日本標準産業分類に掲げる大分類E－建設業
製造業	日本標準産業分類に掲げる大分類F－製造業
情報通信業	日本標準産業分類に掲げる大分類H－情報通信業
運輸業	日本標準産業分類に掲げる大分類I－運輸業のうち、 中分類43道路旅客運送業、 44道路貨物運送業、 45水運業、 47倉庫業、 48運輸に附帯するサービス業
卸売・小売業	日本標準産業分類に掲げる大分類J－卸売・小売業
不動産業	日本標準産業分類に掲げる大分類L－不動産業
飲食店・宿泊業	日本標準産業分類に掲げる大分類M－飲食店、宿泊業
サービス業	日本標準産業分類に掲げる大分類Q－サービス業（他に分類されないもの）のうち、 中分類80専門サービス業（他に分類されないもの）、 82洗濯・理容・美容・浴場業、 83その他の生活関連サービス業、 84娯楽業、 85廃棄物処理業、 86自動車整備業、 87機械等修理業（別掲を除く）、 88物品賃貸業、 89広告業、 90その他の事業サービス業

2 企業規模の範囲

業 種	企 業 規 模 の 範 囲
建設業	資本金3億円以下又は従業者300人以下
製造業	資本金3億円以下又は従業者300人以下
情報通信業	中分類37通信業 : 資本金3億円以下又は従業者300人以下 中分類40インターネット付随サービス業 : 資本金3億円以下又は従業者300人以下 小分類413新聞業 : 資本金3億円以下又は従業者300人以下 小分類414出版業 : 資本金3億円以下又は従業者300人以下 上記以外 : 資本金5千万円以下又は従業者100人以下
運輸業	資本金3億円以下又は従業者300人以下
卸売・小売業	中分類49～54の卸売業 : 資本金1億円以下又は従業者100人以下 中分類55～60の小売業 : 資本金5千万円以下又は従業者50人以下
不動産業	小分類693駐車場業 : 資本金5千万円以下又は従業者100人以下 上記以外 : 資本金3億円以下又は従業者300人以下
飲食店・宿泊業	中分類72宿泊業 : 資本金5千万円以下又は従業者100人以下 上記以外 : 資本金5千万円以下又は従業者50人以下
サービス業	小分類831旅行業 : 資本金3億円以下又は従業者300人以下 上記以外 : 資本金5千万円以下又は従業者100人以下